30年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H31.1.23	H31.2.6	平成30年度　東京都若者総合相談センター　事業計画書（提案書）	15		1						1	1						(第７条第３号)事業者に蓄積されたノウハウに基づき作成されたものであり、公にすることで受託事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (第７条第３号)事業者の経営情報に係る情報を含むものであり、公にされることで事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (第７条第４号)公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれがあるため	青少年・治安対策本部総合対策部青少年課
2	H31.1.23	H31.2.6	平成30年度　ひきこもりに係る相談事業及び団体等育成事業　提案書	15		1						1	1						(第７条第３号)事業者に蓄積されたノウハウに基づき作成されたものであり、公にすることで受託事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (第７条第３号)事業者の経営情報に係る情報を含むものであり、公にされることで事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (第７条第４号)公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれがあるため	青少年・治安対策本部総合対策部青少年課
3	H31.1.7	H31.2.19	TOKYO交通安全キャンペーンラジオスポット・街頭ビジョン制作委託に関する支出命令書・請書	7		1						1	1						(第７条第３号)口座情報に関する情報については、一般に公にされていない事業者の内部管理に関する事業活動情報であるため (第７条第４号)公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	青少年・治安対策本部総合対策部交通安全課

30年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
4	H31.2.4	H31.2.20	中野区民生児童委員会会長協議会出席メモ	1	1															青少年・治安対策本部総合対策部青少年課
5	H31.2.4	H31.2.20	(1)更生保護サポートセンター訪問記録 (2)中野区民生児童委員会会長協議会出席に係る電子メール本文	3		1					1	1			1				(第７条第２号)個人に関する情報で、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (第７条第３号)受託事業者の内部管理情報であり、公にすることにより、受託事業者の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため (第７条第６号)公にすることにより、関係機関との信頼を著しく損ない、今後、率直な意見交換や連携が行われなくなるおそれがあるため (第７条第６号)公にすることにより、受託事業者が行う関係機関への連絡・調整及び的確な相談業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (第７条第６号)行政運営情報であり、公にすることにより、東京都が行う関係機関への連絡・調整及び的確な相談業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	青少年・治安対策本部総合対策部青少年課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。